

各 柔道整復施術所（契約分）団体 御中

岩手県国民健康保険団体連合会
事務局長 三田地 好 文

医療費助成事業の給付拡大等及び岩手県医療費助成事業コード一覧表
（令和 7 年 4 月 1 日現在）の送付について

本会の事業運営につきましては、日頃より格別の御配慮をいただき、誠にありがとうございます。

さて、令和 7 年 4 月診療（施術）分より、一戸町から町単独医療費助成事業として、給付及び事業拡大する旨の通知がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、令和 7 年 4 月診療（施術）分から給付及び事業拡大への御対応をお願いいたします。
また、給付拡大等に伴い、標記事業コード一覧表をお送りいたしますので御活用ください。

記

1. 給付及び事業拡大 ※変更箇所は太字及び下線部となります。

【一戸町（子ども医療費助成事業）現物給付】

- (1) 事業コード 60、65 を使用
(2) 対象者 高校生等（18 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日）までの子ども
(3) 所得制限 所得制限なし
(4) 給付内容 保険診療分の自己負担額全額を給付

2. 給付及び事業拡大の問い合わせ先
一戸町 町民課 国保係 電話：0195-33-4858

3. その他

一戸町においては、受給者番号が変更となる方、自己負担額が変更となる方もいますので、受給者証に記載の「自己負担額」、「有効期間」等を御確認のうえ、提出くださるようお願いいたします。

※別添「事業コード一覧」表は、岩手県国保連合会HP（<https://www.iwate-kokuho.or.jp>）の「医療機関等・柔整施術所の皆様へ」内の「県単独医療費助成制度関連情報」にも掲載いたします。（令和 7 年 3 月 15 日から）

岩手県 子ども医療費助成事業コード一覧表（令和7年4月1日現在）

- ◎ この表は、岩手県の各市町村が実施する子ども医療費助成事業の市町村コード、事業コード、1レセプト当たりの受給者負担限度額をまとめたものです。
- ◎ 現物給付（※1）の対象は、事業コードがグレー白抜きで表示されている範囲です。なお、現物給付の対象年齢は、高校生年齢以下となっています。（全市町村共通）
- ◎ 自動償還払い（※2）の対象は、事業コードが黒文字で入力されている範囲です。
- ◎ 黒く塗りつぶされて事業コードの記載がない範囲は、現物給付又は自動償還払いの対象外ですが、窓口償還払い（※3）の対象となっている場合がありますので御注意ください。
- ◎ 連合会への提出締切日は、毎月10日（必着）です。なお、10日が土、日、祝祭日に当たる場合は、翌業務日の正午までとなります。

●県単独事業の実施内容（県基準） この範囲を超えて実施される事業は、市町村単独事業となります。

対 象 者	12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方（ただし、小学生は入院に限ります）
所 得 制 限	児童扶養手当（一部支給）の所得制限限度額＋80万円（扶養者2名の場合は、年間所得348万円以下の方が対象となります）
受 給 者 負 担	1レセプト当たり入院5000円まで、入院外1500円まで（ただし、受給者が3歳未満又は監護者が市町村民税非課税の場合は、受給者負担なし）

岩手県国民健康保険団体連合会
〒020-0025
盛岡市大沢川原三丁目7番30号
担当：審査課 福祉・療養費係
TEL 019-623-4328
FAX 019-623-4340

受給者証番号 第 〇〇-〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇 号

市町村コード事業コード受給者ごとの任意の番号

市 町 村 名	入外 区分	市町村 コード	事 業 コ ー ド								1 レ セ プ ト 当 た り の 受 給 者 負 担 限 度 額
			所 得 制 限 県 基 準 の 範 囲 内				所 得 制 限 県 基 準 の 範 囲 外				
			6歳 (就学)	12歳 (小6)	15歳 (中3)	18歳 (高3)	6歳 (就学)	12歳 (小6)	15歳 (中3)	18歳 (高3)	
注) 未就学及び小学生入院の場合、監護者が市町村民税非課税の場合は、受給者負担なし											
盛 岡 市	入・外	0 1	10	60			60				【未就学】受給者負担なし 【小学生～高校生】入院2500円 外来750円 (小学生～高校生の住民税非課税世帯は受給者負担なし)
宮 古 市	入・外	0 2	10	60			60				受給者負担なし
大 船 渡 市	入・外	0 3	10	60			60				受給者負担なし
奥 州 市	入・外	0 4	10	60			60				受給者負担なし
花 巻 市	入・外	0 5	10	60			60				【未就学】受給者負担なし 【小学生以上入院】2500円 【小学生以上外 来】750円 (住民税非課税世帯は受給者負担なし)
北 上 市	入・外	0 6	10	60			60				【未就学】受給者負担なし 【小学生以上】入院2500円 外来750円
久 慈 市	入・外	0 7	10	60			60				受給者負担なし
遠 野 市	入・外	0 8	10	60			60				受給者負担なし
一 関 市	入・外	0 9	10	60			60				受給者負担なし
陸前高田市	入・外	1 0	10	60			60				受給者負担なし
釜 石 市	入・外	1 1	10	60			60				受給者負担なし
二 戸 市	入・外	1 3	10	60			60				【未就学】受給者負担なし 【小学生以上】県基準通り
八 幡 平 市	入・外	1 7	10	60			60				受給者負担なし
滝 沢 市	入・外	1 8	10	60			60				【未就学】入院2500円 外来750円 【小学生以上】県基準通り(住民税 非課税世帯の小学生以上外来、中学生以上入院は上記受給者負担あり)
雫 石 町	入・外	1 4	10	60			60				受給者負担なし
葛 巻 町	入・外	1 5	10	60			60				受給者負担なし
岩 手 町	入・外	1 6	10	60			60				受給者負担なし
紫 波 町	入・外	2 1	10	60			60				入院2500円 外来750円
矢 巾 町	入・外	2 2	10	60			60				入院2500円 外来750円
西 和 賀 町	入・外	3 0	10	60			60				受給者負担なし
金 ヶ 崎 町	入・外	3 1	10	60			60				受給者負担なし
平 泉 町	入・外	3 6	10	60			60				受給者負担なし
住 田 町	入・外	4 3	10	60			60				受給者負担なし
大 槌 町	入・外	4 5	10	60			60				受給者負担なし
山 田 町	入・外	4 8	10	60			60				受給者負担なし
岩 泉 町	入・外	4 9	10	60			60				受給者負担なし
田 野 畑 村	入・外	5 0	10	60			60				受給者負担なし
普 代 村	入・外	5 1	10	60			60				受給者負担なし
軽 米 町	入・外	5 4	10	60			60				受給者負担なし
洋 野 町	入・外	5 5	10	60	60		60				受給者負担なし
野 田 村	入・外	5 6	10	60			60				受給者負担なし
九 戸 村	入・外	5 9	10	60			60				受給者負担なし
一 戸 町	入・外	6 2	10	65			60	60	65		受給者負担なし

※1 現物給付とは、受給者等は医療機関等の窓口にて医療費受給者証を提示することにより、受給者負担額までのみを支払い、一部負担金から受給者負担額を差し引いた額は、医療機関等が市町村に対して請求を行うことで、医療費の給付を行う方法をいいます。

※2 自動償還払いとは、受給者等が医療費助成給付申請書を医療機関等の窓口にて提出し一部負担金を支払った後で、市町村から、支払った一部負担金の額から受給者負担額を差し引いた額が後日受給者等の口座に振り込まれることにより医療費の給付を行う方法をいいます。

※3 窓口償還払いとは、受給者等が市町村窓口へ直接領収書等を提出することにより医療費の給付を行う方法をいいます。